

安政四年の佐久間象山と勝海舟

松田 和晃

はじめに

勝海舟は、維新後、知己の書簡などを整理していて、佐久間象山から到来した多くの書簡にはみな天下・学術が論じられていることに気付き感嘆している^①が、こうした象山の書簡や上書、墨跡類などは、早くから収集と整理の努力がなされ、史料集も刊行されている^②。これらのうち象山と海舟の間の往来書簡についてみると、両者が単に師弟の関係というだけでなく、象山が海舟の妹を娶ったこともあり、交わされた書簡は、二種の『勝海舟全集』^③に収載されているものを見ても、相当の数に上っている。しかし、これら何れの史料集によっても、安政四年前半の往来書簡は確認できない^④ことから、この時期における両者の動向を知るうえで障碍のひとつとなっていた。

さて、弊架の勝海舟宛書簡集^⑤について、収載書簡の多くが新知見をもたらすものであることから、これまで、成巻の配列に従い順を追って紹介してきた^⑥が、その末尾に位置するのが、ここに取り上げる佐久間象山書簡であ

る。同書簡は、上述の安政四年頃における史料的空白を補填しうる可能性があるため、その内容を紹介するとともに史料価値を考察してみることにする。

一、書簡の内容

まず、この書簡の体裁を記せば、縦一七・三cm、横七八・八cmの楮紙に、全四十一行が、巻末に近づくに従って行末が左へ流れるような傾向の筆遣いで墨書されている。差し出しの日付は年を略し、「四月八日」と記すのみである。

以下、翻字を示し（句読点は筆者）、写真版を後掲する（写真1、2）。誤読等があればご指摘いただきたい。

「二月十七日之瑤函拝接、愈御清健に御勤修被成御座候御容子承之、喜慰之至奉存候。當年ハ季候の後れ候のミ
 二無之、時氣不順にて聖京に腸胃熱を合併候様の感冒、諸國一統ニ流行致し、免れ候者とてハ絶て無之候様ニ
 承候。中ニハ重候時疫の様なるも有之と申事ニ候。其表如何や、千万無心許奉存候ニ就奉伺候。賤家なども去
 月中、一時ハ家内残らず致平臥僮僕迄も動き得ず差困リニ候所、いつれも輕症にて不日に平生に復し、此節ニ
 てハ順子はしめ皆々健在候間、乍憚御放念可被成下候。儲舊冬の御便ニも御投書、殊に洋筆澤山に拝戴仕難有
 奉存候。洋筆ハ所持の品々も追々損し候て殆と事を欠き候所にて、別して喜感無已奉存候。春來も御書恵、其
 上御肴代御投贈、何共恐入奉服佩候。右等の戴謝とくより可申上候所、春中ハ遅からず御帰府ニ可相成と申御
 事故、折角内書差上候ても途中行違ニ成り候へハ詮も無之事と存し、御着府を待ち候て段々之御禮をも申上度
 と相扣居候處、此度の御昏上ニてハ御旅装までも御整御座候所姑く御滞在之御様子ニ相成候との御事、左候へ

ハ餘り御無音に相成候ニ付、御疎遠の申譯迄ニ此紙相認候。其表御引残りの事ハ定てかねて御懇意の大久保殿、其表の鎮臺ニ被成候ニ就ての御事と被察候。都下にてハ北堂君御始御待侘も可有御座候へとも、此時節ニ付いか様も御劬勞御座候様奉祈候。外國へ遊學之説も候て行候ハん模様も有之との事、何よりも速に御国是の定り候様仕度ものニ御座候。清國にて又々戦争はしまり候よし、是ハ如仰本邦の御為ニハ揆らざる天幸とも可申候。夫等の間に何卒諸事御本手ニ参り候様私祝仕候義ニ御座候。土州藩森田生よりお願候一詩御通致被成下奉存候。是ハ元來漢學門人ニ御座候所、中々文才有之候者にて候。洋學をも勧め候處、隨分志ハ有之候様子ニ候へとも、其内繁勤に成り候て遂ニ果さず、只今にてハ嘸残念ニも存し可申候。定て色々御話をも申上候事と奉存候。蠟川生も親父看病の為に去年中此地へ罷越し候所、幸ニ親不快も全愈(マユ)にて致出勤此方へも度々参り、都下の模様をも承候所、砲學の一事のミにても慨歎の事共多く候様被存候。某かねて持論罷在候通、只今より古先帝王舎己従人の御規模ニ被為、則御復古御座候ハ、二十年を出ずして學術技藝歐羅巴諸州の下ニ在らざる様の御國勢ニ至り候事も難かるましく被存候處、左も無御座候てハ如仰一二百年を経候とも尚無覺束、誠に痛哭之至奉存候。色々申上度候へとも、蠟川生猝に歸府仕候ニ付これハ相託し、舊冬以來御疎遠の申譯、且御惠賜の拝謝迄草略申上候。いつ頃の御歸府ニ相成可申や、先折角時氣御保護被成御座候様奉祈候。以上。

四月八日

大星拝白

勝君臺下

近詠二首掛御目候、御一粲奉希候

二、分析と年紀の推定

右掲の書簡内容に対し、既知史料との齟齬の有無を検討しつつ、年紀の推定を行いたい。

まず、本書簡は勝(7)からの「二月十七日之瑤函」への返信として四月八日付で認められているのであるが、勝から象山に宛てた二月十七日付書簡は、今まで確認されていない(8)。

次に「聖京に腸胃熱を合併候様の感冒、諸國一統ニ流行致し、免れ候者とてハ絶て無之候様ニ承候」とあつて、全国的な感冒流行のことが記されているが、『武江年表』巻十、安政四年の項に「二月、風邪を病むもの多し」とあるほか、『温恭院殿御実紀』安政四年二月十三日条には、「就風邪流行之令」として、長髪や供連れの減員、早退を許可するよう目付へ指示したことがみられ(9)、さらには『疫邪流行年譜』にも「此年二月三日大雪降り、夫ヨリ日ニ寒気サへ返り、為ニ風邪大ニ流行ス。此時モ一時ニテ直ニ止ミタリ。此邪気モ京坂ヨリ東海道ヲ流行シテ来ルト云フ」とあつて(10)、当時広範囲にわたる規模の流感が存したことを確認できる。

この感冒につき本書簡では、去月中に一家全員が病臥したものの漸く回復し、「順子」も健在である旨を記しているが、象山の安政四年二月三十日付八田慎藏宛書簡では、「賤家も流行の風邪に三人平臥仕居候」として、一家が風邪に罹り臥せていることを理由に風よけの屏風の拝借を頼んでいる(11)。さらに同年三月四日付八田宛書簡には、「今日頃も家内残らず病人にて御座候處、幸に老母と豚犬は昨日來大に輕快の姿に相成、嗣で善候に相成外、兩人も明日頃は多分宜しく相成べく被存候」(12)とあるので、三月になって次第に回復に向かったことが看取できる。なお「順子」は言うまでもなく勝の妹で、象山の正妻として嫁いでいるので、その安否につき特に記したのであろう。

続いて「舊冬の御便ニも御投書」として洋筆を、ついで「春來も御書恵」と記して脅代を、それぞれ拝受したことの礼が述べられているので、勝から幾度かの来簡があったことを知りうるが、具体的にいずれを指すのか断定す

することはできない。前者を安政三年十二月二十日付勝書簡⁽¹³⁾、後者を本書簡冒頭にみえる「二月十七日之瑤函」と考へることも可能であるが、十二月二十日付勝書簡の内容には、象山書簡の「殊に洋筆澤山に拝戴仕難有奉存候」に対応するような洋筆を象山に送った旨の記述がないばかりか、末尾に「餘は後便可申上」とあるため、十二月二十日から「二月十七日之瑤函」までの間にさらに別の象山宛書簡が存在した可能性も検討する必要がある。

なお、象山は筆墨硯紙に拘った⁽¹⁴⁾というが、管見の範囲では、何時頃から「洋筆」を用いていたかについて示す史料はない⁽¹⁵⁾。しかし、安政三年正月八日の立田築水宛象山書簡には、立田の所蔵品を見た象山が、これを清国製ながら西洋人の墨斗の用に作られた品で、三つの穴のうち二つは鶯管を立てるためのものであると鑑定し、「近日洋文認め其墨汁をも造り用ひ候節、この御蔵物の義存じ當り、必ず夫なるべくと存候」と記している⁽¹⁶⁾ので、象山がこの頃、洋製墨汁⁽¹⁷⁾とともに羽ペンを用いていた可能性のあることを推測しうる。

こうした数次にわたる勝からの来簡に対し、「舊冬以来御疎遠」とあるように、象山は返書を送っていないかたらし、その理由について本書簡では、「春中ハ遅からず御帰府ニ可相成と申御事故、折角内書差上候ても途中行違ニ成り候へハ詮も無之事と存し、御着府を待ち候て段々之御禮をも申上度と相扣居候處、此度の御昏上ニてハ御旅装までも御整御座候所姑く御滞在之御様子ニ相成候との御事、左候へハ餘り御無音に相成候二付、御疎遠の申譯迄ニ此紙相認候」と述べている。勝の長崎海軍伝習は安政二年七月に始まるが、同四年三月に他の一期生が帰府したにもかかわらず、勝は残留となった。象山は、そうした中で行き違いが生じることを危惧して返書を躊躇していたが、残留決定を知ってこの書簡を認めたという。「此度の御昏上ニてハ」とあるので、残留の報は二月十七日付書簡によってもたらされたのであろう。勝の安政四年二月十六日付岡田新五太郎宛書簡には、「既に鉄炮方之者は当四日に立、私旅装少々整兼、三、四日見合居候處、江戸より引残可申之命相下り、ブレーフスターンと相成申候」とあって⁽¹⁸⁾、長崎残留の説明をしているので、おそらく象山に対しても、翌日に同様の通知をしたものと思われる。

さて、勝の残留について、その理由を象山は「御懇意の大久保殿、其表の鎮臺ニ被成候ニ就ての御事と被察候」としているが、大久保殿すなわち大久保忠寛が長崎奉行に任命されたのは、安政四年正月二十二日のことであつた⁽¹⁹⁾。象山は、大久保忠寛が勝の才を評価していることを知っていた⁽²⁰⁾ため、大久保の要請によるものと考えたのである。ただし、大久保は長崎奉行を辞退し四月十五日に至つて駿府町奉行に転じている⁽²¹⁾ので、象山の推測が当たつていたとは思われない。

「外国へ遊学」に関しては、安政三年七月十日付書簡⁽²²⁾で象山は勝に海外遊学を勧めており、勝も十二月二十日の書簡に「留學之事モ多分相極候様風聞は御座候得共」と記していた⁽²³⁾。しかも勝は、留學実施が決まつた場合は、自分は帰府せず長崎に残留するので必ず留学生へ加えるようにと、伝習生の帰府前から申し立てていた⁽²⁴⁾ようであるが、現実には、勝の残留は決まつたものの留学生派遣のことは進展がなかった。勝が実際に海外渡航を果たしたのは、万延元年に軍艦操練所教授方頭取として咸臨丸で渡米した時のことである。

以上の内容分析から、この書簡の年紀は安政四年が妥当であるとすると、「清国にて又々戦争はしまり候」は第二次アヘン戦争のことを指すと考えられる。一八五七年二月二十六日、蘭国理事官クルチウスは、イギリス船籍を名乗る中国船を清国側が臨検したことに端を発した、いわゆるアロー号事件の勃発を長崎に報じた⁽²⁵⁾。これを長崎にいた勝が二月十七日付書簡で象山に伝えたものと思われる⁽²⁶⁾が、勝の書簡をうけて象山が「是ハ如仰本邦の御為ニハ探らざる天幸とも可申候」と述べ、さらに「夫等の間に何卒諸事御本手ニ参り候様」と記しているのは、前年七月二十一日に菅鉞太郎に宛てた象山書簡⁽²⁷⁾が引用する「ロシアとトルコの戦争は日本の為には天幸と可申、此隙に兵備御整に相成候様有御座度」という長崎のカピタンの言と類似していて興味深い。

「土州藩森田生」は、土佐の漢学者森田梅磔(居敬)⁽²⁸⁾であろう。梅磔が梁川星巖の玉池吟社において漢詩を学んだことはよく知られるが、経学については象山に師事した⁽²⁹⁾。梅磔は、安政三年四月に清国の漁船が土佐国幡多郡

の海岸へ漂着した際、訳官として漂流民護送の命を受け長崎まで出向き³⁰、翌四年正月十七日に引き渡しを終えたのちは、約一月の間、現地の情報収集を行うとともに様々な人物を歴訪したという³¹が、この時、長崎で伝習中の勝に会い、詩を求めたと考えられる。梅磔はその時の感慨を「與勝君論兵、遂賦長句四韻以呈」と題する七言詩に残している³²が、竹本義明氏は両者の会談について、「海舟の話には目から鱗が落ちる思いがしただろう。その興奮がこの詩には乗り移っている。」と述べておられる³³。本書簡の中で象山は、漢学の門人であった梅磔を「中々文才有之候者にて候」と評価し、洋学を勧めたところ当人にその志は窺えたものの、職務繁多となつて実現しなかつたことにつき、「嗚残念」とする人物評を示すとともに、梅磔と勝の会話が弾んだであろうことを「定て色々御話をも申上候事と奉存候」と想像しているが、これらは梅磔の人となりを示す新たな史料といえる。

「蟻川生」は、松代藩士蟻川直方（賢之助）である³⁴。「親父看病の為に去月中此地へ罷越し候所、幸二親不快も全愈」とあるが、二月二十二日の山田兵衛宛象山書簡に、「近日蟻川父親看病にて立歸の所、病氣も幸快方にて」とある³⁵ので、江戸にいた蟻川³⁶が父の看病のため国元へ戻ったことを確認しうる。ただし蟻川帰国の時期について、『増訂象山全集』は安政三年春と考えているようで、上述の二月二十二日付山田兵衛宛象山書簡の年紀を同年とするほか、安政四年七月二十二日の三村晴山宛象山書簡³⁷に「当春蟻川生立歸」とあることに對しては、「当春は昨春の誤写か」と頭注する。

しかし、安政三年七月二十一日の菅鉞太郎宛象山書簡³⁸には「過日蟻川生よりも内書到来候処、彼表講武場の稽古なども埒なしを極め候よし殊の外致歎息申遣し候」とあり、また安政四年八月三日の櫻井幸三郎宛吉田栄太郎書簡³⁹には、「昨年久保清太郎（割注省略）在府之節、松代蟻川賢之助君ニ託し北山安世子まで音耗を通候処、蟻川ハ帰国（傍書省略）北山ハ西遊と承候得は、大ニ失力候。然処七月上旬頃（下略）」とあるので、蟻川の帰国は安政三年秋以降である可能性が高い。しかも、前述の安政四年七月二十二日付三村晴山宛書簡には「当春蟻川生立歸の節

面会承り候処、講武所などの定式も慥に立ち不申、其の号令の詞など悪劣なるをば、某方のに改り候も有之、蟻川などの致し候所多く人も見做い候と申事に候」とあり、蟻川の報告として安政三年四月に開校した講武所の教授内容に不都合のあることが述べられているので、『増訂象山全集』の頭注は誤りとせざるを得ない。したがって、二月二十二日付山田兵衛宛書簡の年紀は安政四年と見るべきであり、本稿が紹介する象山書簡の内容と齟齬は生じない。本稿の象山書簡中にある「都下の模様をも承候所、砲学の一事のミにても慨歎の事共多く候」は、こうした初期の講武所⁴⁰の有様を指しているものと思われる。

「舎己従人」という経書由来の語句は、「某かねて持論罷在候通」の文が示すごとく象山の好んで用いるところで、天保十三年十一月二十四日の「海防に関する藩主宛上書」⁴¹では洋式軍備の必要性を説く際に使われ、文久二年十二月二十四日の「攘夷の策略に関する藩主宛答申書」⁴²でも、外国の長じた点を撰取しつつ公武合体を進めるべきとする主張のなかで、この語を記している。また安政五年三月六日の梁川星巖宛書簡⁴³では、兵権の復古により皇朝を振興させるべき時期にあることを主張しているが、ここでも「舎己従人」の語を用いている。そして「御復古御座候ハ、二十年を出ずして學術技藝歐羅巴諸州の下ニ在らざる様の御国勢ニ至り候事も難かるましく」は、象山の尊皇思想の昂揚傾向が安政四年末⁴⁴以前よりみられたことを窺わせる。なお、「如仰一二百年を経候とも尚無覚束」は、勝の十二月二十日付書簡に「今より二百年も経不申候ては諸学盛に相発同力をいたし候事は有之間敷」とある⁴⁵を受けてのことであろう。

書簡の奥に追伸した「近詠二首」については、残念ながら欠逸しており、『省魯録』や『増訂象山全集』に整理して掲げられている和歌の中に含まれるものか否かは確認できない。

おわりに

以上、「大星」すなわち佐久間象山の四月八日付勝宛書簡を検討してきたが、記載内容からその年紀を安政四年と推定できたことにより、例えば、伝存の有無は不明なものの安政四年二月十七日付勝書簡が存在し、象山の返書からある程度その内容を推測できることや、長崎における森田梅圃と勝の接触が裏付けられたこと、アロー号事件に対する象山の反応の一端を知り得たこと等々、従来不明であつた同年前半の象山と勝およびその周辺の状況が、多少なりと明らかになつたように思う。

勝海舟宛書簡集の紹介と考察はこれをもつて擱筆するが、本稿に掲出した象山書簡をはじめ、勝宛書簡集に収められた個々の文書が、さらに活用されることを期待するものである⁽⁴⁶⁾。

注

- (1) 江戸東京博物館史料叢書『勝海舟関係資料 海舟日記』(二)、元治元年十一月十一日条頭注に、「放官之後、龍居無事、旧友之書翰を古箱中に探くり、十年之知己大低泉下之鬼となるを歎す、就中象山之手翰之多き、皆天下之要を論し、或は學術之味蒙を解くもの比々として絶へず、実に英物逸才なりしか、今鬼籙に入る」とある(以下、本稿に引用する史料は、適宜筆者が句読点を補った)。なおこの頭注にはさらに、「唯一知己小楠之近日龍之助公子之侍讀と成りしと云を聞く」とある。長岡護美とともに新政府登用を命じられた横井小楠が、剥奪されていた熊本藩の土席を回復し新政府の参与となったのは慶應四年閏四月のことであるが、明治二年正月には十津川郷士らによつて暗殺されているので、『海舟日記』に当該頭注が書き入れられた時期は、この間のことと考えられる。
- (2) 色部祐二郎編『象山書翰集』(明治四十四年二月、有朋堂書店)、信濃教育会編『象山全集』(大正二年九月、尚文館)、同『増訂象山全集』(昭和九年七月、信濃毎日新聞社)。なお、『象山書翰集』『象山全集』『増訂象山全集』の比較については、原田和彦「佐久間象山関係資料について」京都大学附属図書館所蔵資料を手掛かりとして(『松代』一九、二〇〇五年、松代文化施設等管理事務所)参照。
- (3) 『勝海舟全集』別巻一(一九八二年四月、勁草書房)、『勝海舟全集』二(昭和五十七年二月、講談社)、『同』別巻(平成六年四月)。なお勝宛の象山書簡は、勁草版が二十八通、講談社版は四十通を収載する。両者の比較については、講談社版の別巻八九三頁参照。ちなみに、この他に『海舟全集』一〇(昭和四年三月、改造社)にも海舟書簡が収められているが、来簡類は全くなく、象山宛書簡もみられない。
- (4) 講談社版『勝海舟全集』によれば、安政三〜四年にかけての象山と勝の間の往来書簡は、象山筆が安政三年三月二十二日、同七月十日、同十月六日、安政四年八月二十二日、勝筆は安政三年五月六日、同十二月二十日のもの知られるのみである。以下、『勝海舟全集』は講談社版による。
- (5) 卷子装一卷。縦二二・五cm、横五〇四・五cm(見返し、尾紙を含む)。外題、内題なし。本稿で用いた名称は、便宜的に付したものである。
- (6) 拙稿「木梨精一郎書簡について」(『杏林社会科学研究』二八一〜二)、同「年紀不明の西郷吉之助書簡について」(『同』二九一〜)、同「黒龍丸をめぐる」(『同』三二一〜三三三)。

(11)

- (9) 『新訂増補国史大系 統徳川実紀』(以下、「統徳川実紀」と略す) 三三三三六頁。
 (10) 『東京市史稿』変災編三一〇一一頁(大正五年三月、東京市役所)。
 (11) 『増訂象山全集』四一五三六頁。以下、同書所収書簡の年紀は、原則として同書の推定による。
 (12) 『増訂象山全集』四一五三七頁。

元号	年	月	日	差出	宛先
安政	1	11	4	大星	勝君
	1	11	11	○	勝君
	2	8	15	星	勝君
	2	8	22	麟太郎	象山先生
	3	3	22	大星	勝君
	3	5	6	麟太郎	象山先生
	3	7	10	大星	勝君
	3	10	6	大星	勝君
	3	12	20	勝麟太郎	象山先生
	4	8	22	大星	勝君
	5	5	14	大星	勝君
	5	9	8	大星	勝君
	6	2	1	麟太郎	象山先生
	6	2	22	(象山)	
	6	5	29	大星	勝君
	6カ	6	22	大星	勝君
	6	7	22	大星	勝君
	6	9	4	大星	勝使君
	6	9	22	麟太郎	佐久間先生
	6	11	3	大星	勝君
	6	12	15	大星	勝使君
	6	12	23	麟太郎	佐久間先生
万延	1	6	11	大星	勝君
	1	6	30	大星	勝君
	1	7	15	大星	勝君
	1	12	24	大星	勝使君
文久	1	10	14	大星	勝使君
	2カ	3	12	大星	勝使君
	2	6	17	大星	勝使君
	2カ	7	1	大星	勝使君
	2	7		(象山)	
	2	7	18	大星	勝使君
	2	8	22	大星	勝使君
	2	9	18	大星	勝使君
	2	9	30	大星	勝使君
	2	9	30カ	大星	勝使君
	2	11	14	大星	勝使君
	2	12	7	大星	勝使君
	3	1	22	佐久間修理	勝麟太郎
	3	7	22	啓	勝使君
	3	8	20	啓	勝使君
	3	8	25	啓	勝使君
元治	1	5	11	啓	勝使君
	1	6	29	啓	房州勝使君
未詳	6	22		大星	勝盟台
	未詳			大星	

- (7) 勝の号「海舟」について、「氷川清話」にその由来が示されている(『勝海舟全集』二二一―五頁)ものの、用い始めた時期は判然としなない。安政年間に両者間で交わされた書簡の宛名は、それぞれ「勝君」「象山先生」と記されているものがほとんどであるため、以後の本稿では勝海舟および佐久間象山の呼称につき、原則として「勝」「象山」と表記することにした。
- (8) ちなみに、『勝海舟全集』に収載されている両者間の往来書簡を年代順に整理すると、次表のごとくになる。圧倒的に象山書簡が多いが、伝来条件が少なからず影響しているものと思われる。なお表中で(象山)としたものは、差出の名が明記されていない象山書簡である。

- (13) 『勝海舟全集』二一七頁。
- (14) 宮本伸「佐久間象山」五五四頁（昭和七年二月、昭和一年二月増訂第二刷、岩波書店）。
- (15) ちなみに安政三年十月六日付の勝宛象山書簡には、夏に呉筆を買ったことの礼が記されている（『勝海舟全集』別巻一六三頁）。
- (16) 『増訂象山全集』四一四・二六頁。
- (17) 象山は洋製墨汁の製法にも明るかったようで、この立田榮水宛書簡にはまた、「西洋諸国一般に用ひ候墨汁は、定て御承知も可有御座候、彼の没食子の煎汁に緑礬を和し候ものにて、此方常用の墨の如く用ひ候に臨み磨し候に及ばず、かねてより液にて貯へ候ものに御座候」ともある。
- (18) 『勝海舟全集』二一四一頁。
- (19) 『続徳川実紀』三三三・三九頁。
- (20) 『安政四年七月二十二日付の三村晴山宛象山書簡に「一昨年勝なども大久保氏に付き其邊見分も致し候」（『増訂象山全集』四一五八一頁）とある。
- (21) 『続徳川実紀』三三三・三五三頁。
- (22) 『勝海舟全集』別巻一五五頁。
- (23) 注(13) 参照。
- (24) 安政四年二月十六日付岡田新五太郎宛勝書簡に「留学之事と決候はゞ、少子は帰府不致、直に留學生之内江召加られ候様願度」など三条を申し立てたことが記されている（『勝海舟全集』二一四一頁）。
- (25) 『維新史料綱要』二一三〇一頁。『海軍歴史』巻の五に収載のドンクル・キウルシユス書簡には「安政四年二月朔日」あるいは「安政四年二月二日」と換算した注記があるが、これは旧暦二月三日に相当する（『勝海舟全集』八一・一九四・一九五頁）。
- (26) 勝は安政四年二月十六日付岡田新五太郎宛書簡（注24参照）でも、「当春入津之囀蘭商船にて承り候処、唐広東にて昨年当地江参り候浮船、戦争相始候よし」と記している。
- (27) 『増訂象山全集』四一五・二二頁。
- (28) 寺石正路「王佐偉人伝」（大正三年、沢本書店。昭和五十一年九月、歴史図書社復刻）、松村巖「森田梅圃」（『土佐史談』四五、昭和八年十二月）、竹本義明「森田梅圃、清国漂流民護送余話」（『土佐史談』一三二、二〇〇六年三月）。

- (29) なお、現存する象山の門弟帳「訂正 及門録」(『増訂象山全集』五七七一頁)は重複を含めて四六一名を記すが、これは記載の対象期間も限られ、象山の門人全てを含んだものではないので、漢学塾「龜山書院」の塾頭水上雄風などは記載されておらず、梅圃の名を確認することもできない。坂本保富「門人帳資料「訂正及門録」からみた象山塾の入門者―幕末期における「東洋道徳・西洋芸術」の教育的展開」(『日本歴史』五〇六、平成二年七月)参照。
- (30) 『土佐清水市史』上巻(昭和五十五年一月、土佐清水市)七〇一頁、松浦章『安政二・三年漂流小唐船資料』(平成二十年三月、関西大学出版部)五五八頁。
- (31) 竹本「森田梅圃、清国漂流民護送余話」。
- (32) 『梅花鶴影莊三集』(明治三十一年三月、森田敬雄・森田徳麿)巻六、「西征餘稿」に、「灞上棘門兒戲同、心兵誰得似君雄、情形看到五洲外、窠臼脫來三畧中、碩震雷聲摧大地、帆搏鵬翼駕長風、先欽膽氣強人意、未問轅門踐血功」の詩がある。
- (33) 竹本「森田梅圃、清国漂流民護送余話」。上述のごとく、梅圃の「西征余稿」には「勝君」と姓があるのみで名は記されていないが、竹本氏は「この「勝君」は勝海舟(一八三三〜九九)であろうというのが、私の見解だ。」とする。
- (34) 蟻川直方については、宮本『佐久間象山』(六一四頁、七五七頁)や『吉田松陰全集』(原版一〇一九七頁、普及版二二一三四一頁)に略伝がある。
- (35) 『増訂象山全集』四一四三七頁。
- (36) 蟻川が出府したのは、安政三年四月の村上誠之丞宛象山書簡(『増訂象山全集』四一四六六頁)に「正月下旬蟻川舎弟出府の節に候」とあることから、安政三年正月と思われる。
- (37) 『増訂象山全集』四一五七五頁。
- (38) 注(27)参照。
- (39) 『吉田松陰全集』五一四七二頁(昭和十年、岩波書店)。
- (40) 創建時の講武所については、「講武所」(『東京市史外篇』第三、昭和五年三月、東京市役所)参照。
- (41) 日本思想大系五五『渡辺華山・高野長英・佐久間象山・横井小楠・橋本左内』(一九七一年六月、岩波書店)。以下、『日本思想大系』五五と略す)二六二頁。
- (42) 『日本思想大系』五五―三二二頁。

(43) 『増訂象山全集』五―八頁。

(44) 植手通有氏は、「安政四年末から日米通商条約締結をめぐる危機感が昂ってくるにつれて、彼においても天皇（朝廷）の政治的權威に期待をかける傾向が強まり（下略）」（佐久間象山における儒学・武士精神・洋学―横井小楠との比較において―）（『日本思想大系』五五―六七四頁）と述べておられる。

(45) 注（13）参照。

(46) なお勝宛書簡集には、木梨精一郎、西郷吉之助、坂本龍馬に続いて、本稿にとりあげた佐久間象山の前に、岩倉具視と三條實美の書簡が収められているが、何れも短信で内容に乏しく、ことさら一稿を成すほどでもないため、翻字のみをここに付記するとともに、書簡集全体の写真を本稿末尾に掲げておく（写真3―6）。

○岩倉具視筆勝海舟宛書簡

「明廿二日條公出仕二付、例尅必御參可給候、但小生、寺嶋等二ハ正午十二時ヨリ延遼縮米公使會食二付早出候間、旁右申入置度早々、已上

十二月廿一日

具視

勝參議殿

（封筒）勝參議殿 岩倉右大臣

差置

○三條實美筆勝海舟宛書簡

「御面談仕度義有之候間、今日十字參邸有之度候也、

七月十二日

実美

勝殿

（封筒）勝參議殿 実美